

計量法が変わります！

計量証明の信頼性を向上するため



経済産業省
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

平成14年4月1日から
改正計量法が施行されます。

制度改正の概要

(1) 極微量物質の計量ニーズへの対応

従来の計量証明事業の登録区分を分割し、

1. 大気中のダイオキシン類
2. 水中又は土壌中のダイオキシン類

の濃度の計量証明事業という区分を追加します。
上記のダイオキシン類の計量証明事業においては、
製品評価技術基盤機構又は指定認定機関の
認定を受けていることが、登録の際の要件として
必要となります。

新たな計量の単位として

一兆分の一の濃度(ppt)、

千兆分の一の濃度(ppq)

などを追加します。

(2) 計量証明事業の信頼性向上のための措置

計量証明書に記載すべき事項を明確化します。

(登録と認定の2種類の標章を導入)

事業規程の記載事項を明確化します。

虚偽の計量証明書を発行するなど、不正な行為の
禁止規定を導入します。

経済活動、産業活動、国民生活にとって、正確な計量が行われることは不可欠な要素であり、計量制度はその信頼性を確保するための技術的な社会基盤です。

とりわけ、環境汚染の問題等でダイオキシン類等の極微量物質の計量が必要とされている今日、計量証明事業の信頼性を、より向上させるための明確な措置が急務です。

今回の改正は、こうしたニーズに応え、計量証明の信頼性を確保するためのものです。

計量証明の信頼性を確保するために平成14年4月1日から改正計量法が施行されます。

極微量物質の計量ニーズへの対応



ダイオキシン類等の計量証明に対応した認定制度が導入されます。

計量証明事業の登録に新たな事業区分を設けます。

従来の「濃度」の区分を分け、

1. 大気中のダイオキシン類
2. 水中又は土壌中のダイオキシン類の濃度を追加します。

上記のダイオキシン類の計量証明事業においては、製品評価技術基盤機構又は指定認定機関の認定を受けていることが、登録の際の要件として必要となります。

ダイオキシンなど極微量物質の濃度計量に必要な、次の4つの単位が法定計量単位に追加されます。

質量一兆分率 (ppt)	物質中にその質量の一兆分の一の質量のある成分を含有する濃度。
質量千兆分率 (ppq)	物質中にその質量の千兆分の一の質量のある成分を含有する濃度。
体積一兆分率 (vol ppt 又はppt)	物質中にその体積の一兆分の一の体積のある成分を含有する濃度。
体積千兆分率 (vol ppq 又はppq)	物質中にその体積の千兆分の一の体積のある成分を含有する濃度。

計量証明書の位置付けの明確化



製品評価技術基盤機構、又は指定認定機関の認定を受け、都道府県の登録を受けた事業者以外の者はダイオキシン類の計量証明はできません。

ダイオキシン類の計量証明の事業区分で認定され、登録を受けた特定計量証明事業者は、ダイオキシン類の計量証明書に標章(認定ロゴ)を付すことができます。

なお、計量証明事業者であれば、計量証明書に標章(登録ロゴ)を付すことができます。



不正な行為に対する措置



計量証明における不正な行為に対する規制が追加されます。

実際の計量結果を改ざんして、故意に虚偽の内容を記載した計量証明書を発行する行為や、実際に計量することなく、架空の計量証明結果をねつ造する等の不正の行為を行った事業者は、計量証明事業の登録取消の対象となります。

事業規程の記載事項が変更となります。

事業規程に記載すべき事項として、標章に関する事項および業務の下請け等に関する事項が加わります。計量証明書に標章を付する者や、業務の一部を下請け等に出す事業者については、標章に関する事項を付け加える等の事業規程の変更を行い、都道府県知事に登録をする必要があります。

標章は、計量証明書以外のものに付してはなりません(名刺やパンフレット等への表示も許されません)。登録を受けている旨の標章は、認定を受けている事業者の標章とはデザインが異なります。認定を受けていない事業者は認定の標章を付すことはできません。

法律施行時にダイオキシン類の計量証明の事業を行っている計量証明事業者は施行後一年間は、認定を受けていなくても事業を引き続き行うことができます。(猶予期間終了は平成15年3月31日です)

認定の取得は全くの任意ですが、DDT、クロルデン、ヘプタクロルの計量証明事業についても特定計量証明事業の認定を受けることができます。

改正の背景

(1) 極微量物質の計量ニーズの増大

- ・ 新たな環境問題の高まりや製造業における生産管理工程の高度化等により、一兆分の一の濃度レベル(ppt)などの極微量物質(ダイオキシン類等)の濃度の計量ニーズが増大してきました。
- ・ 極微量物質の計量では、従来のハード(計量器)とヒト(計量士)の確認に加え、新たなシステム全体にわたる工程管理が適切に行われている点についての確認が必要です。

(2) 計量証明の信頼性の確保の必要性

計量証明事業者が発行する計量証明書については、事業者によって記載している事項がまちまちであり、計量証明を依頼した者にとって情報不足の事例等も発生しています。

改正計量法についてのお問い合わせ先

制度全般に関することは

経済産業省産業技術環境局
知的基盤課計量行政室

Tel : 03-3501-1688

Fax : 03-3501-7851

E-mail: qqgcbha@meti.go.jp

認定に関することは

独立行政法人 製品評価技術基盤機構
適合性評価センター試験所認定課

Tel : 03-3481-1633

Fax : 03-3481-1937

E-mail: m1ap@nite.go.jp

URL : <http://www.nite.go.jp>

登録・事業規程に関することは

各都道府県の計量検定所等にお問い合わせ下さい。